

町田市立学校の学校教材費等徴収規則の制定について

1 制定理由

町田市立学校の学校教材費等の公会計化に伴い、市長が行う町田市立の小学校及び中学校の学校教材費等の徴収に関し必要な事項を定めるため。

2 要旨

規則の要旨は、次のとおりです。

- (1) この規則で使用する用語の定義を定めています。(第2条関係)
- (2) 学校教材費等の負担に係る保護者の承諾について定めています。(第3条関係)
- (3) 各学校で使用、実施等をする学校教材等の種類及び費用を定める学校教材費等執行計画について定めています。(第4条関係)
- (4) 学校教材費等の徴収等及び納入方法について定めています。(第5条及び第6条関係)
- (5) その他学校教材費等の徴収に関し必要な事項について定めています。

3 公布日

令和4年11月4日

4 施行期日

令和5年4月1日

町田市立学校の学校教材費等徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校教材費等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学校教材等 次に掲げるもののうち、市長が指定するものをいう。

ア 町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）第19条第2項の補助教材

イ 学習指導要領（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき公示されたものをいう。）に規定する特別活動

ウ 学校教育活動において使用する消耗品

エ 学校において作成する記念品その他これに類するもの

(2) 学校教材費等 学校教材等のうち学校に在籍する児童又は生徒が使用、参加等をするものに係る費用をいう。

(3) 保護者 学校に在籍する児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(4) 3学期制の学校 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により定める学期が、町田市立学校の管理運営に関する規則第3条第1項に規定する学期である学校

(保護者の承諾)

第3条 市長は、学校教材費等の負担について、保護者から書面により承諾を得るものとする。

(学校教材費等執行計画の策定等)

第4条 学校教材費等の年間の上限額は、町田市公立小学校長会及び町田市公立中学

校長会の代表の意見を聴いて、市長が別に定める。

- 2 校長は、前項の上限額を超えない範囲で、学年ごとに使用、実施等を予定している学校教材等の種類及び費用を定めた学校教材費等執行計画を市長が別に定める期間ごとに策定し、これを市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、保護者に対し、前項の学校教材等の種類及び費用を通知するものとする。

(学校教材費等の徴収等)

第5条 第3条の規定により保護者が負担することを承諾した学校教材費等の徴収は、4月から8月まで、9月から12月まで及び1月から3月までの期間(3学期制の学校以外の学校の学校教材費等の徴収にあつては、4月から8月まで及び9月から3月までの期間)に区分して行うものとする。

- 2 市長は、前項の期間ごとの学校教材費等の額を決定したときは、保護者に対し、その額及び納期限を通知するものとする。
- 3 前項の納期限は、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までとする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(1) 3学期制の学校に在籍する児童又は生徒の保護者 次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める日

- ア 4月から8月まで 9月末日
- イ 9月から12月まで 1月末日
- ウ 1月から3月まで 3月末日

(2) 前号に掲げる者以外の保護者 次に掲げる期間に応じ、それぞれ次に定める日

- ア 4月から8月まで 9月末日
- イ 9月から3月まで 3月末日

(学校教材費等の納入方法)

第6条 保護者は、学校教材費等を口座振替の方法又は納入通知書により納入するも

のとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学校教材費等の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校教材費等の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。